

鴨川景観対策（エアコン室外機等対策）ガイドライン

京都府

平成26年3月

目次

1	鴨川における景観形成について	1
2	ガイドラインの役割	1
3	格子の設置及び色塗りをする場合の形状等	2
4	参考目安色	3
5	参考条例等	4
	・京都府鴨川条例（一部抜粋）	
	・京都市市街地景観整備条例（一部抜粋）	
	・（京都市）都市計画に定める建築物の形態意匠の制限（一部抜粋）	

1 鴨川における景観形成について

鴨川については、その河川環境を安心・安全で、良好かつ快適なものとして、次の世代に引き継ぐことを目的として京都府鴨川条例（以下「条例」という）を平成19年度に制定し、様々な取り組みを進めています。

鴨川は川そのものと、川沿いの人の営み、山並み等の自然が一体となって京都を代表する景観を形成しており、中でも、鴨川納涼床は京都の夏の風物として、情緒豊かな景観を形成していることから、条例では第14条において「知事は、鴨川納涼床（鴨川の右岸の二条大橋から五条大橋までの区間において、飲食を提供するために設置される高床形式の仮設の工作物をいう。）に係る河川法に基づく許可の審査基準を、鴨川の良好な景観の形成に配慮して定めるものとする。」と規定し、鴨川納涼床審査基準に基づき、景観対策が行われているところです。

また、京都市市街地景観整備条例においても、この区間は美観地区に指定されており、良好な景観形成が求められています。

このように、二条大橋から五条大橋までの区間について、鴨川に面する建築物については、建築物等のデザイン、エアコンの室外機、物干台、看板等に関して良好な景観を阻害しないよう配慮することが求められています。

2 ガイドラインの役割

鴨川に面し設置されているエアコンの室外機等は、伝統的な意匠を基調とした鴨川納涼床審査基準と色彩等の点において不調和があり、良好な景観形成の阻害要因となっています。




そのため、このガイドラインにより、二条大橋から五条大橋までの鴨川右岸について、エアコンの室外機等への景観対策の基準を定め、鴨川の修景を図ります。

3 格子の設置及び色塗りをする場合の形式等

二条大橋から五条大橋までの鴨川右岸において、室外機等を建造物の本体と調和させるため、室外機等の前面に格子の設置、色塗り施工を行うにあたり、形状、素材及び色は、次のとおりとします。

① 形状

次の3種類からの選択又は組み合わせとします。（格子形状は縦格子）

a 個別型	
b 帯型	
c 色塗り型	

② 素材

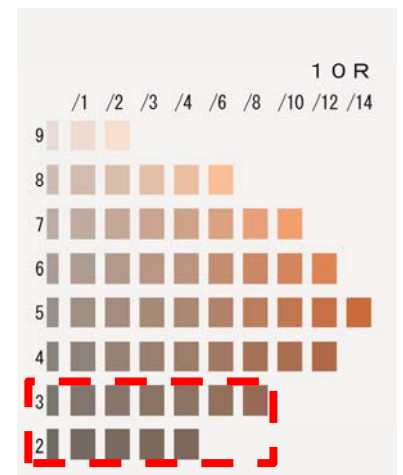
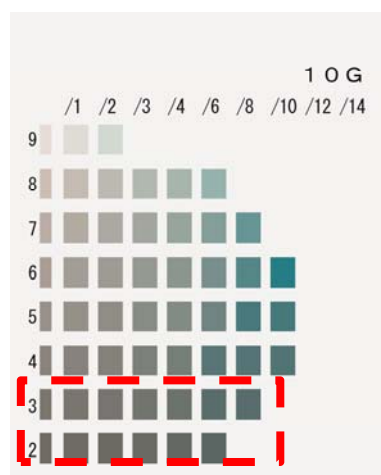
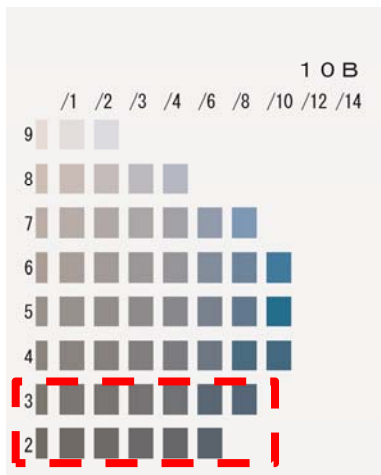
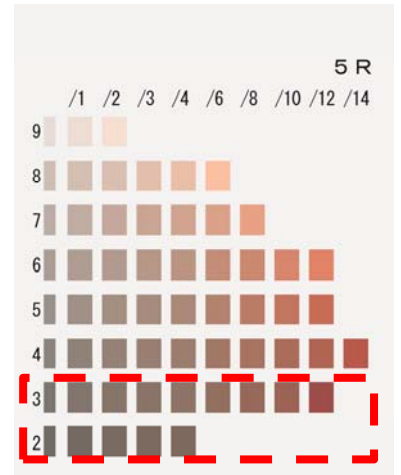
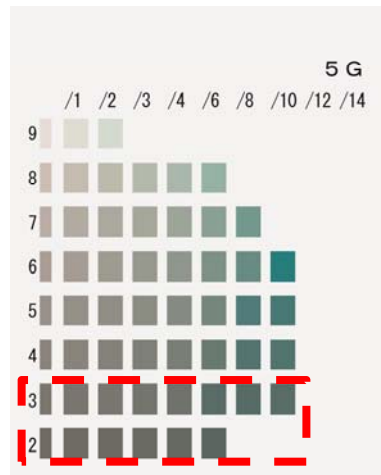
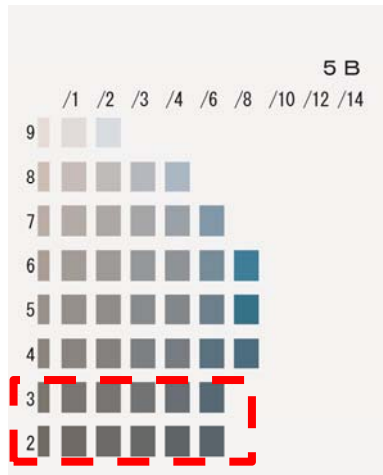
① の a、b については、木製又は金属製とします。


① の c については、耐久性、耐水性の高い塗料とします。

③ 色

色については、明度3以下とします。ただし、着色していない自然素材については、この限りではありません。

4 参考目安色（明度3以下）



 明度3以下の範囲

注) 当ガイドラインに表示される図の色はあくまで参考であり、正確なマンセル値*を表すものではありません。

* マンセル値：色を数値で表現する方法

5 参考条例等

京都府鴨川条例（一部抜粋）

（基本理念）

第2条 鴨川及び高野川（以下「鴨川等」という。）の安心・安全で良好かつ快適な河川環境の整備及び保全は、鴨川等の歴史と文化的価値に対する理解の下で、その継承、鴨川等及びその周辺の自然的及び社会的な環境との調和、適正な利用調整並びに府民協働の推進を図ることを旨として、行われなければならない。

（府の責務）

第3条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、鴨川等について、災害の発生の防止等、清流の保持をはじめとする良好な河川環境の保全及び快適な利用の確保を図るため、必要な措置を講じるものとする。

2 府は、前項の措置を講じるに当たっては、京都市と協調するとともに、府民、事業者等と協働するものとする。

（府民及び事業者の責務）

第4条 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、景観への配慮をはじめとする鴨川等の良好な河川環境の保全に自ら取り組むとともに、府が実施する施策に協力するものとする。

2 府民及び事業者は、災害による被害を軽減するために災害に対する知識及び備えが重要であることを踏まえ、自ら鴨川等に係る防災意識の向上に努めなければならない。

（工作物の設置）

第13条 府は、鴨川等の区域において工作物を設置しようとするときは、鴨川等の良好な景観の形成に配慮するものとする。

2 鴨川等の区域において工作物を設置しようとする者は、鴨川等の良好な景観の形成に配慮するよう努めなければならない。

（鴨川納涼床に係る審査基準）

第14条 知事は、鴨川納涼床（鴨川の右岸の二条大橋から五条大橋までの区間において、飲食を提供するために設置される高床形式の仮設の工作物をいう。）に係る河川法に基づく許可の審査基準を、鴨川の良好な景観の形成に配慮して定めるものとする。

（鴨川等の区域に隣接する土地における景観配慮）

第15条 知事は、鴨川等の区域のうち知事が別に定める区域に隣接する土地において工作物を設置する者に対し、鴨川等から望む良好な景観の形成に配慮して当該工作物を設置するよう要請することができる。

2 知事は、前項の規定により区域を定めるときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

京都市市街地景観整備条例（一部抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市街地景観の整備 良好な市街地の景観の保全及び創出をいう。

(2) 美観地区 景観法(以下「法」という。)第61条第1項の規定による景観地区(以下「景観地区」という。)のうち主に良好な市街地の景観の保全を目的とする地区で、次に掲げる類型に基づくものをいう。

ア 山ろく型 山すその緑豊かな自然に調和した低層の建築物が立ち並び、良好な町並みの景観を形成している地区をいう。

イ 山並み背景型 背景となる山並みの緑と調和する屋根の形状等に配慮された建築物が立ち並び、良好な町並みの景観を形成している地区をいう。

ウ 岸辺型 良好な水辺の空間と調和した建築物等が立ち並び、趣のある岸辺の景観を形成している地区をいう。

エ 旧市街地型 おおむね昭和初期に市街地が形成されていた北大路通、東大路通、九条通及び西大路通に囲まれた地域又は伏見の旧市街地の地域内において、生活の中から生み出された特徴のある形態及び意匠を有する建築物が存し、趣のある町並みの景観を形成している地区をいう。

オ 歴史遺産型 世界遺産(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する一覧表に記載されている文化遺産をいう。)や伝統的な建築物等によって趣のある町並みの景観を形成している地区をいう。

カ 沿道型 趣のある沿道の景観を形成している地区及び主として中高層建築物が群として構成美を示し、沿道の景観を形成している地区をいう。

(3)～(10)略

（形態意匠等の制限）

第10条 美観地区等内における工作物(屋外広告物等以外の工作物で、土地又は建築物に定着するものに限る。以下この節において同じ。)の形態、意匠、高さ等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 土地に定着する工作物にあっては、当該工作物の最上部の高さが15メートル以下であること。

(2) 建築物に定着する工作物にあっては、当該工作物の最上部が当該建築物の最上部を超えないものであること。

(3) 規模及び形態が、歴史的な建造物及び公共施設の外観並びに周辺の町並みの景観と調和し、かつ、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地から見て山並みその他の背景を大幅に覆い隠さないこと。

(4) 色彩その他の意匠が、周辺の町並みの景観に違和感を与えるものでないこと。

(5) 建築物に定着する工作物にあっては、位置、規模、形態及び意匠について建築物の本体と均整が取れていること。

2 前項各号に掲げる基準の適用に関し必要な技術的細目は、美観地区等の類型及びそれぞれ地域の特性に応じ、別に定める。

(京都市) 都市計画に定める建築物の形態意匠の制限 (一部抜粋)

(形態意匠の制限に係る共通の基準)

9 公共の用に供する空地に面して、クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は、設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせること等により建築物の本体と調和するよう配慮すること。